

承認第4号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成22年6月29日に別紙のとおり条例を定めたので、報告するとともに承認を求める。

平成22年8月27日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第2項の規定による請求を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。